

## 北海道消費生活審議会への諮問の概要について

### 1 諮問事項

北海道消費生活条例施行規則の改正について

### 2 諮問理由

北海道消費生活審議会（以下「審議会」という。）から平成31年3月に北海道消費生活条例（以下「条例」という。）の見直しについての答申で、法改正により規制対象となった行為等は現行条例で既に規制されているが、規制されている行為について疑義を生じさせることがないように、北海道消費生活条例施行規則（以下「規則」という。）で定める禁止行為（不当な取引方法）について、より具体的に文言の追加や修正するなどの見直しを検討することとの意見があった。

検討した結果、消費者契約法の改正を踏まえ、消費者被害防止措置を迅速に行うことができるよう、規則を改正し、事業者に対する指導当の対象となる行為を明文化することとし、規則の改正に当たって、条例第16条第2項の規定により、審議会に諮問するものである。

### 3 主な規則の改正内容について

別紙のとおり